公売公告兼見積価額の公告

湯沢町公告第 46 号
令和 8 年 10 月 23 日

湯沢町長　田村　正幸

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

公売財産	売却区分番号	名称、性質、所在及び地上権等の内容	数量	公売保証金	見積価額
	8－8－2	公売公告兼見積価額の公告別紙のとおり	11	0 円	4,000 円

公売方法		期日入札		
公売日時	入札日時	令和8年11月13日(金)　午前 10時30分 から 令和8年11月13日(金)　午前 11時00分 まで		
	開札日時	令和8年11月13日(金)　午前 11時01分		
公売場所		湯沢町役場（新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地）		
売却決定日時		令和8年11月13日(金)　午前 11時30分	売却決定場所	湯沢町役場 税務町民部税務課
買受代金納付期限		令和8年11月13日(金)　午後 4時00分		
買受人の資格その他の要件		国税徴収法第92条に規定する者、又は同法第108条の規定に該当する者の買受入札禁止。		
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を湯沢町役場税務町民部税務課まで申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は当町税務町民部税務課に用意してあります。		

その他

1 この公売公告に違反した者、又は国税徴収法第92条の規定する者若しくは同法第108条の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。
2 公売保証金の提供は、現金（新潟手形交換所管内の銀行が振出した小切手を含む。ただし、振出日から起算して8日を経過していないもの）に限ります。
3 公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければできません。
4 一度提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。
5 入札価額を訂正したものは、無効として取扱います。
6 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価額となります。
7 最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札場所において、開札後直ちにそれらの者による追加入札を実施します。追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
8 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります（国税徴収法第104条の2）。なお、次順位による買受申込みの催告は、開札の場所において最高価申込者の決定後直ちに行います。
9 見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。なお、この場合において、見積価額の変更は行いません。
10 公売財産に係る町税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。
11 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。
12 町は、公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても担保責任を負いません。
13 公売財産が不動産の場合、町は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵の引渡しなどは買受人で行ってください。
14 公売財産の権利移転について登記（登録）を要するものについては、登録免許税の額に相当する印紙、又は国庫金領収証書（登録免許税法第23条）を売却決定の日時までに提出してください。また、買受人が権利移転の手続きを行う必要のあるもの及び関係機関の許可・承認を受ける必要のあるものについても売却決定の日時までに完了してください。
15 上記14については、別途交付する「所有権移転登記（登録）請求書」とともに、売却決定の日までに提出してください。
16 公売財産が土地の場合、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
17 その他本件公売は、国税徴収法の規定に基づく制限があります。
18 公売公告の内容は、当町税務町民部税務課で閲覧することができます。
19 公売財産に関わる図面・地図・写真等を、上記18の場所で閲覧できます。